

直系家族の現在

加藤 彰彦

明治大学政治経済学部准教授

社会学ではながらく「日本家族は戦後（直系家族制から夫婦家族制へ）と変化した」と信じられてきた。しかしながら、最近の全国規模の家族調査とその個票データを用いた精密な実証研究は、直系家族制の持続を示唆する——それゆえこの命題を反証する——
—次のような統計的事実を提出している。（一）過去半世紀の間に、結婚時の同居確率は低下したが、若い世代ほど途中同居（持ち家の継承による）の傾向が強いため、最終的な同居確率はどの世代も約三〇%（長男の場合は約五〇%）に収斂する。（二）半世紀前に指摘された「東北日本型（単世帯型）直系家族」と「西南日本

型（複世帯型）直系家族」という地理的分布は今もなお明確である（明治時代の統計まで遡って確認できる）。これらの事実は、直系家族を形成する内発的な力が、二一世紀の今日でも日本社会の基層レベルで強力に働いていることを示している。本稿では、このような「直系家族の現在」を表す新しい知見を紹介するとともに、核家族化論を主導してきた森岡清美による家族社会学の概念構成が大きな理論的欠陥をもっていることを指摘して、新事実を整合的に説明しうる家族の社会学的理論を提案する。

一 おおむね

高度成長期の約二〇年間に、核家族世帯が急増したことはよく知られている。典型的な核家族世帯である「夫婦と子ども」の世帯は、一九五五年の約七五〇万世帯から八〇年の一・五〇〇万世帯へと二倍に増加した（「国勢調査」）。急増の主因は、人口規模の大きい一九三〇年代・四〇年代生まれがいつせいに結婚したことである。多産少死（高

出生率・低死亡率）という人口転換の移行期に生まれた「多産少死世代」は、きょうだいが多い。平均きょうだいな数（本人を含む）は、一九三〇年代生まれで五・七人、一九四〇年代生まれで四・五人であり、同世代の半数は六人以上のきょうだいに属していた（日本家族社会学会「第一回家族についての全国調査」一九九九年）。

工業化の急速な進展は、地方から中央へと多くの若者たちを労働力として吸い寄せた。「集団就職」に象徴的に表

れているように、移動の役割は家業を継ぐことのできない次男・三男と娘たちであった。都市に出て職を得た彼らは、毎年一〇％程度給与が増加するなかで、多くが二十歳代のうちに結婚し、平均して二人の子どもをもうけた。親と遠くはなれて暮らす彼らがつくった家族の形は必然的に「核家族」となったのである。

彼らは、自らの核家族を、当時あこがれの的だったアメリカ製ホームドラマに登場する「民主的な」夫婦家族、都市郊外のマイホームで家電製品にかまれて暮らす愛情に満ちた近代家族のイメージ(あるいはイデオロギー)によって意味づけ、そうしたものとして経験した。「家つき・カーつき・ババ抜き」という流行語が、彼らのあこがれを端的に表現している。

家族社会学ではながらくこうした核家族の増加を「直系家族制から夫婦家族制へ」の変化(森岡、一九七二、一九九三、二〇〇五)、すなわち、一人の既婚子が親夫婦と同居しつつ財産を継承・相続していく伝統的な直系家族制から、どの既婚子も親と同居せずに財産が均分相続される近代的な夫婦家族制へと、家族のシステム(慣習的家族制度)が変化しつつある現象として理解してきた。いわゆる「核家族化」という表現が使われるときも、単なる核家族世帯の増加だけでなく、システムの変化が含意されていることが多い。こうした核家族化論は、学問の世界

を超えて広く一般に普及している。

しかしながら、核家族の増加は、家族システムの変化を必ずしも意味しない。次男・三男が生家を離れ都市に働きに出て結婚するという行動は、直系家族の編成原理にしたがった行動だからである。実際、核家族世帯が増殖した高度成長期の二〇年間に、三世代同居世帯を含む「その他の親族世帯」の数は七〇〇万弱の水準で安定していた。その多くは跡取りとして故郷に残った多産少死世代の兄たち(地方によっては婿を取った姉たち)が継承した直系家族である。

それゆえ、少なくとも一九七〇年代半ばまでは、日本の家族は直系家族制のもとにあったと考えるのが自然である。高度成長期における核家族の増大が、一九八〇年代以降、家族にシステム上の変化をもたらしたか否かは、この核家族のなかで生まれ育った世代がどのような家族形成行動をとるか、その結果をみなければ判断できない。これが可能になったのは二〇〇〇年以降、高度成長期生まれの大半が三〇歳代に達してからのことである。家族に関する最近の実証研究は、この問いに対して興味深い知見を提供している。

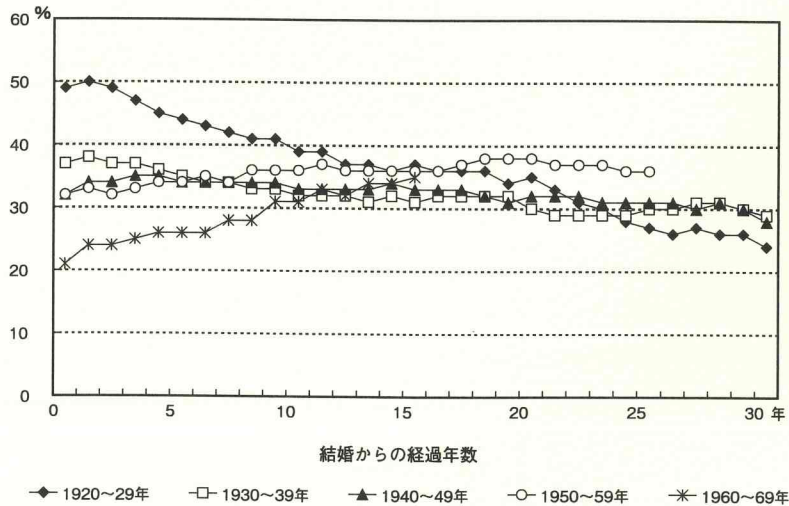
二 直系家族制の持続

二〇〇二年一〜三月に日本家族社会学会によって実施された「戦後日本の家族の歩み調査」(通称NFRJSO1)は、戦後半世紀の日本家族の変化と連続性を明らかにすることを目的として、結婚歴、出産歴、同居・近居歴、職歴、介護歴、居住歴など、個人の履歴情報を収集したライフコース調査である。対象者は一九二〇〜一九六九年生まれの女性で、三、四七五人から回答が得られた(有効回収率六九・五%)。対象者を女性に限定しているのは、妻の立場にある(あった)女性の家族生活や人生経験を通して、戦後家族の歴史を捉えようとする調査戦略が採用されているためである(加藤、二〇〇三a:111)。

図1は、この調査の同居歴データを用いて、結婚以後に夫方親または妻方親と同居している者の比率(ただし各年の分母は結婚を継続し、かつ少なくとも一人の親が生存している者)の経年変化をグラフに描いたものである。妻の出生コーホート(出生世代)ごとに五本のグラフが示されている。結婚時の同居率を比較すると、一九二〇年代生まれのおよそ五〇％から一九六〇年代生まれの二〇％まで低下しており、ある種の核家族化が進展したようにみえる。

とはいえ、結婚時には独立の新居で暮らし始める傾向を強めた一九六〇年代生まれが、親と別居するのは結婚初期

図1 夫方または妻方親との同居率：妻の出生コーホート別



注：対象標本は、初婚継続かつ少なくとも一人の親生存の者。
資料：日本家族社会学会「戦後日本の家族の歩み調査」(2002年実施)

に限られる。このコーホートのグラフをみると、結婚当初の同居率は二〇%程度しかないが、その後漸進的に上昇し、結婚後一〇年を過ぎると三〇%を超えて他のコーホートと変わらぬ水準になる。その多くが夫方親との同居であるため、夫方に限定してグラフを描いてみても、こうした途中同居のパターンはほとんど変わらない（妻方同居率は結婚時に三%、結婚一〇年で八%である）。

図1のデータには、同居傾向の弱い次三男夫婦が含まれているため、一九三〇年代・四〇年代生まれの同居率もおおむね三〇%台となり、それほど高い水準ではない。しかし、夫が長男のサンプルに限定して、夫方親との同居率のグラフを描くと、図2に示したように結果はとても印象深いものになる。一九三〇～四〇年代コーホートの同居率の水準は五〇%強となり、若いコーホートの途中同居の傾向もより鮮明である。

とくに、図1でははっきりとわからなかった一九五〇年代生まれの途中同居の趨勢が読み取れる。この世代の同居率は、結婚時の四〇%から二〇年かけて年長世代と同じ五〇%の水準に達している。一九六〇年代生まれの同居率は、結婚時の二五%から結婚後一二年で四〇%に上昇しているが、結婚後二〇年までには五〇%の水準にキヤッチアップしていきそうな勢いである。多産少死世代の長男とその子世代の長男とは、結婚時の同居率は大きく異なる

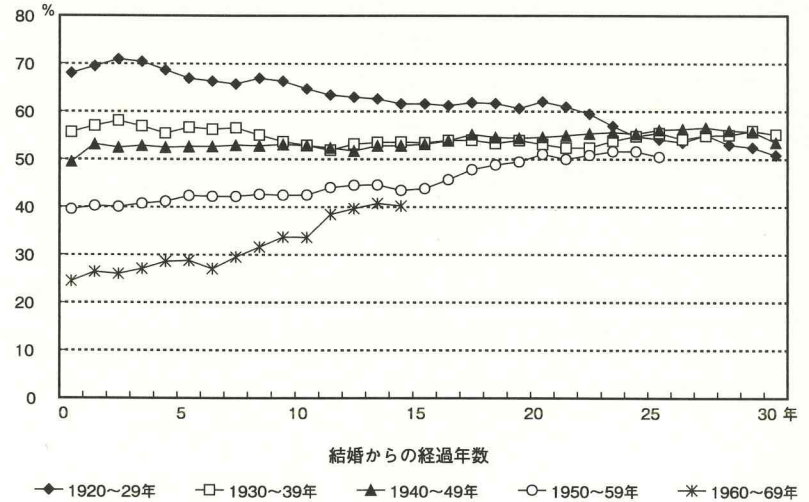
が、最終的な同居率は変わらぬ水準になりそうである。このような高度成長期生まれの同居パターンは、直系家族制の持統を示唆している。

親との同居というと、一般には農村家族の行動と思われるが、以上のような途中同居は、実は都市部に特徴的なパターンである。農村部の長男夫婦はいずれのコーホートでも七～八割の者が結婚当初から同居する。

農村部の長男たちの同居は、彼らが跡取りとして親世代の土地・家屋や家業を継承することと結びついている。では、都市部の一九五〇～六〇年代生まれの長男たちは、どういう理由で途中同居するのだろうか。直系家族制が持続しているならば、都市部でも財産の継承と密接に関わる要因が働いているはずである。

そこで、多変量解析の手法により、同別居に影響するさまざまな要因を含めて因果分析を行ったところ、同居にもっとも強く働いているのは、持ち家取得にともなう親からの土地・家屋の提供という要因であることがわかった——詳細は加藤（二〇〇三b、二〇〇五）を参照。つまり、都市部で途中同居を促進しているのも、財産継承という直系家族の原理に則した要因である。高度成長期から一九八〇年代にかけて、都市部で大量の「マイホーム」が建てられた。親世代がおそらくは三〇年におよぶ長期ローンを組んで獲得したであろう、これらの持ち家の多くが、

図2 夫が長男の場合の夫方親との同居率：妻の出生コーホート別



注：対象標本は、初婚継続かつ夫方親のうち少なくとも一人が生きている者。
資料：日本家族社会学会「戦後日本の家族の歩み調査」（2002年実施）

子世代へと受け継がれている。

三 直系家族の地域性

伝統家族というと、われわれは暗黙のうちに、テレビ・アニメの「サザエさん」や「ちびまる子ちゃん」のような親夫婦・子夫婦・孫の三世代が一つ屋根の下に同居する家族をイメージしがちであろう。しかし、こうした三世代が同一家屋・同一世帯に居住する家族は、東日本に特徴的な伝統家族（単世帯型直系家族）である。西日本（および東日本の太平洋沿岸部）にはこれとは異なって、親夫婦と子夫婦が同じ敷地内の別棟や近隣に世帯を分けて住む「隠居制家族」（複世帯型直系家族）が存在してきた（大間知、一九五〇、蒲生、一九六〇、大林編、一九九四）。

こうした家族の地域性は、高度成長期の頃までは社会学や民俗（族）学によって精力的に研究されてきた。しかし、その後の都市化の進展とともに、近代家族論が優勢となり、こうした研究は顧みられなくなっている。

かつて「東北日本型」「西南日本型」と呼ばれた家族の地域的構造は、高度成長期が終わってから三〇年を経過した現在も残っているのだろうか、それとも消滅してしまっただのだろうか。最近の全国調査は、単世帯型と複世帯型という家族世帯構造の二類型が依然として健在であることを

示している。

図3は、二〇〇四年一月に実施された「第二回全国家族調査(NFRJ03)」のデータを用いて、既婚子と親との同居率、および敷地内分居・隣居率を統計地図に描いたものである(算出の分母は少なくとも一人の親が生存している者)。

ここでは、親が「自分と同じ家屋」に住んでいる場合を同居と定義し、「同じ敷地内のはなれ・別棟」または「となり」に住んでいる場合を敷地内分居・隣居と定義している。それゆえ、前者は単世帯型直系家族の指標として、後者は複世帯型直系家族の指標として使うことができる。

図3の統計地図にはかなり明確な地理的構造が表れている。回収で六、三〇二票という「第二回全国家族調査」の標本規模では、人口の少ない県で標本誤差が大きくなるが、二枚の地図の対照性は歴然である。

単世帯型の分布地域は東北から北陸に集中している。興味深いのは、この地域では複世帯型がほとんど欠如している点である。「日本文化の地域性」に関する古典的な研究(泉ほか、一九六三)では、隠居屋(敷地内のはなれ)の分布域の北限が、岩手県中部から山形・宮城の県境、そして北陸地方の下部(南部)を回って福井県の若狭湾に抜ける地図上の曲線によって示されたが、それとほぼ一致する結果になっている。複世帯型も西日本から北陸を除く中部地方

にかけて色濃く分布しており、かつての社会学・民俗学の議論と整合的である。

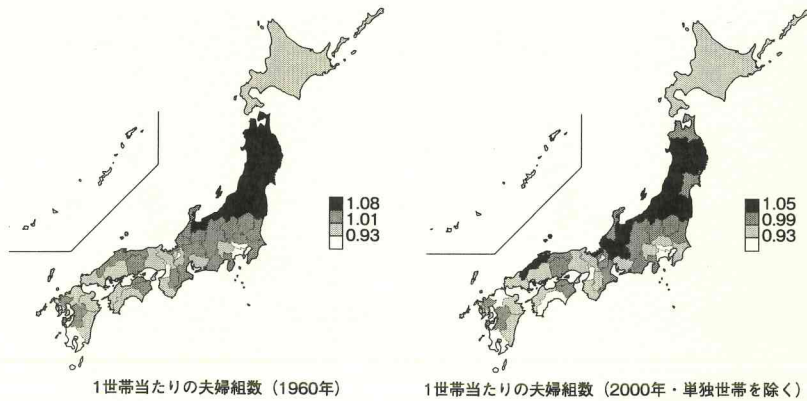
もちろん複世帯型の居住といっても、現在においては、一見してそれとわかる作りの隠居屋と母屋が並んでいるわけではない。一般的な一戸建てが二棟並んで建っているか、あるいは大手ハウスメーカー製の「二世帯住宅」(完全分離型)で分居している場合がほとんどだろう。

さて、図3に表れた家族の地域構造は、いつまで遡って確認できるであろうか。「国勢調査」データを使って検討してみよう。使用する指標は「一世帯当たりの夫婦組数」である。この値が一を超えるほど、その地域には一つの世帯に複数の夫婦が住んでいること——いいかえれば単世帯的な直系家族が存在する傾向が強いことを意味する。この指標は、都道府県ごとの配偶関係別人口と世帯数がわかれば算出できるので、「第一回国勢調査」はもとより明治時代の分布を知ることも可能である。

とはいえ「国勢調査」では、世帯が「同一家屋・同一生計」によって定義されているので、単世帯型の直系家族しか直接的には観察することはできない。複世帯型の直系家族は複数の「核家族世帯」としてカウントされてしまうのである。それゆえ複世帯型については、単世帯型の分布を確認したうえで、そのネガとして推測するしかない。

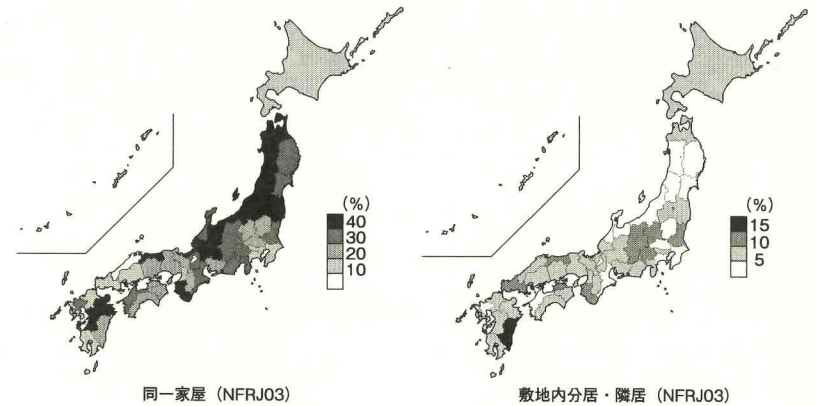
図4の統計地図には、一九六〇年と二〇〇〇年における

図4 直系家族の単世帯型 昭和35年と平成12年



注：1世帯当たりの夫婦組数。2000年は「単独世帯」を除いて算出。4つの階級は、都道府県の平均±1標準偏差の値によって設定した。
資料：「国勢調査」

図3 直系家族の単世帯型と複世帯型



注：左図は同一家屋内の親(夫方・妻方)と同居している者の割合。右図は敷地内別棟居住または隣りに居住している者の割合。対象標本は、有配偶かつ少なくとも一人の親が生存している者。
資料：日本家族社会学会「第二回家族についての全国調査」(2004年実施)

一世帯当たりの夫婦組数の分布が示されている。未婚化による影響を統制するために二〇〇〇年の夫婦組数は「単独世帯」を除いて計算した。

二つの地図の間で、日本社会は高度成長やバブル経済を経験して大きく変貌した。にもかかわらず家族の相対的な地域構造はほとんど同じといってよいほど安定している。凡例に示されているその水準も、単独世帯の影響を取り除いたので、若干の低下がみられるのみである（階級区分の中心の値が都道府県の平均）。

一九六〇年の四〇年前に当たる大正九年は、第一回「国勢調査」の行われた年である。図5には、大正九年と、さらに四〇年近く遡った明治一九年の統計地図を示した。

一見して明らかのように、一九六〇年と一九二〇年、そして一八八六年の地理的分布のパターンもよく似ている。過去に戻るほど、南北の対照性から東西の対照性へと移るような印象を受けるが、それと平均より上位の二つのカテゴリー間の変異にすぎない。一世帯当たりの夫婦組数の水準も、八〇年ないし一二〇年という時間の長さを考慮すれば、ほとんど変わっていないといえる。二〇〇〇年も含めてどれも東高西低の分布を示している。

明治一九年の統計（「日本帝国国籍戸口表」）は、道府県の配偶関係別人口がわかる最古のデータである。近代日本の工業化が本格化するのは明治二〇年代。明治一九年はそ

れ以前の時代に属する。この時代、大都市部を除けば、まだほとんどの庶民が徳川時代と変わらぬ生活をしてきた。それゆえ、これらの地図に示された家族の地域性が徳川時代に遡りうる可能性は高い。同時に、単世帯型のネガである複世帯型もまた、徳川時代以来、西日本から中央日本（とくに太平洋岸）にかけて色濃く分布してきたと考えることは自然な推論である。

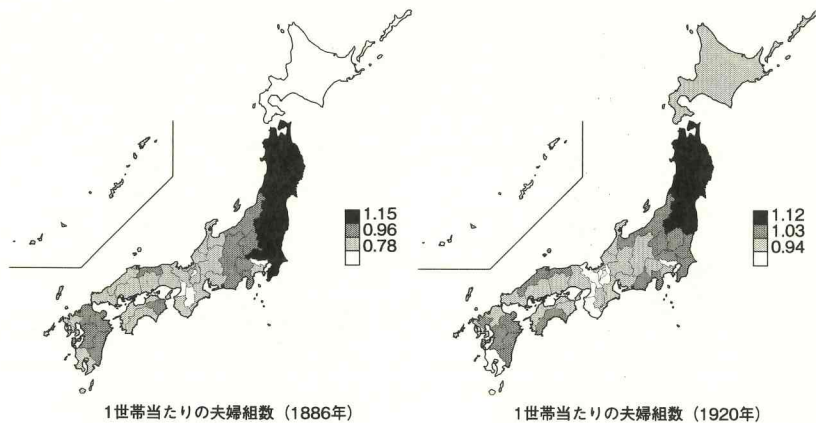
四 何が変わり、何が変わらなかったのか

私はここ数年、以上の分析結果を証拠に、日本家族は現在においても依然として直系家族制にもとづいておりと主張してきた。この命題は現在の社会学の通説と鋭く対立する。議論の主な舞台が学会発表だったことも手伝って、直接的に多くの疑問・反論を呼び起こすことになった。

そのなかでも典型的なのが「途中同居は夫婦家族制のもとの同居とみなすべき」という反論である。途中同居に対するこうした見解は、核家族化論を基礎づけてきた家族理論、なかでも家族に関する概念構成に由来する。それゆえ、その解釈の妥当性を評価するためには、家族概念を検討することが不可欠である。

核家族化論を主導してきた森岡清美は、長く版を重ねた家族社会学のテキストのなかで、家族を「夫婦関係を基礎

図5 直系家族の単世帯型 明治19年と大正9年



注：1 一世帯当たりの夫婦組数。4つの階級は都道府県の平均±1標準偏差の値によって設定した。1886年の行政区分では、奈良県は大阪府の一部、香川県は愛媛県の一部であったので、それぞれ同じ値を入力した。

資料：明治19年「日本帝国国籍戸口表」「国勢調査」

として、親子・きょうだいなど近親者を主要な構成員とする、感情融合に支えられた、第一次的な福祉追求の集団である」と定義し、そのうえで、家族の類型論と分類論を組み立てた（森岡、一九六七：一—一六）。表1はそれを簡潔に示したものである。表側の類型（type）は、居住規則にもとづいて設定されており、A 親夫婦と子夫婦との別居を原則とする夫婦制、B 親夫婦と一つの子夫婦との同居を原則とする直系制、C 親夫婦と複数の子夫婦との同居を原則とする複合制、の三つからなる。これに対して、表頭の分類（classification）は、現実の世帯構成について立てられた世帯分類であり、a 夫婦家族—核家族が単独で存在する形態、b 直系家族—二つの核家族が世代的に結合した形態、c 複数の核家族が世代間のおよび世代内的に結合した形態、の三つからなる。

表1 森岡清美による家族の類型と分類

	三分類（世帯構成）		
	a 夫婦家族	b 直系家族	c 複合家族
三類型（居住規則）	A 夫婦制家族	B 直系制家族	C 複合制家族
	Aa	Bb	Cc
	Ba	Bb	Bc
	Ca	Cb	Cc

注）森岡（2005：19）による

は、核家族単独の形態をとる。それが表中のBaの場合であり「直系制夫婦家族」とよばれる。同様に、夫婦制家族であつても、老親と一時的に同居する場合はAbの「夫婦制直系家族」として分類される。この表にしたがえば、途中同居も「夫婦制直系家族」としてみなされる。上記の「夫婦制直系家族」としての同居」とはそういう意味である。

森岡による家族類型・分類論は、家族を世帯——より正確にいえば一時的別居世帯員を含む親族世帯——とみなしているために、前節で述べた複世帯型の直系家族を十分にとらえることができない。たとえ屋敷地を共有していても世帯を分けているならば、Aaの「夫婦制夫婦家族」に分類されることになる。

ところが、このように定義すると非常に困ったことが起きる。皇居と東宮御所に世帯を分ける天皇家もまた、表1にしたがえば「夫婦制夫婦家族」ということになってしまふのである。天皇家が夫婦制ならば途中同居が夫婦制とみなされても、やむをえない。しかし、天皇家を夫婦制夫婦家族と位置づけてしまうような家族類型論・分類論は、理論的な説明力という点で、大きな限界をもつではなからうか。

もちろん、森岡が天皇家を夫婦制家族と考えているわけではないだろう。森岡は直系制家族について次のようなも一つ一つの定義を用意している。すなわち「直系制家族とは

すなわち「集団」と「組織」の混同という問題である。

森岡の家族定義にも記されているように、家族は親族関係にある人びとの集まりであり、集団である。これに対して、家は、役割の体系すなわち組織であつて、人びとの集まりではない。たとえば会社組織は、社員が入れ替わつても、役割体系はそのまま維持されるのがふつうである。同様に家も、親から子、子から孫へと成員が入れ替わつても、その役割体系は不変でありうる。超世代的に存続するのは家という組織であつて、生身の人間ではない。

直系制家族を家とみなすことは、集団と組織を混同するだけに留まらない。家の概念に付随するさまざまな慣行や觀念さらにはイデオロギーまでもが、その定義に不用意に持ち込まれる危険性さえある。その結果として、とくに歴史的な変化を扱う際に、組織の変化を集団の性質の変化と見誤つたり、イデオロギーの変化と集団の変化を混同することにつながりかねない。こうなつては、何が変わり、何が変わらなかつたのか、識別することは不可能である。

もつとも、このように細かく論じなくても、直系制家族と家とを同一視することで、概念間の矛盾がますます拡大することを指摘するだけで十分かもしれない。つまり、天皇家を例にとつて図式的に表現すれば、森岡の定義は「天皇家Ⅱ夫婦制夫婦家族Ⅱ直系制夫婦家族Ⅱ家」という形をしている。このような概念構成では、家族や家の歴史的変

：同居を世代的にくり返すことにより、家族に属する財産・職業・社会的地位などを超世代的に保持し、直系的に維持・再生産されてゆく家族である」（森岡、一九九三：二四）、あるいはもつと端的に「直系制家族とは、一子相続により世代的に継承される家族である」（森岡、二〇〇五：二六三）。つまり、継承・相続の規則を持ち込むことにより、天皇家などの複世帯型を「直系制夫婦家族」として位置づけようとしているのである。

このように定義すれば、持ち家を継承する途中同居もまた直系制の範疇（「直系制直系家族」）に分類されることになり、「途中同居は夫婦制直系家族のもとでの同居とみなすべき」という解釈は成り立たなくなる。とはいへ、これによつて、居住規則にもとづく「夫婦制」の定義と相続規則にもとづく「直系制」の定義との間に矛盾が生じてしまう。

さらに、森岡は、直系制家族に家の定義を持ち込んでいる。すなわち「日本の直系家族制を『家』という」（森岡、一九七二：二六）、「直系制家族の日本的典型が家である。：家とは、家長の統率のもとに、家産あるいは家職に基づいて家業を経営し、先祖から子孫へと直系的に世代を超えて存続繁栄することを重視する制度的団体、と定義しておく」（森岡、二〇〇五：一九）。

このように直系制家族と家とを同一視する定義を導入すると、さらにもう一つの理論的な難点を抱えることになる。

化を、部分的には解釈することができても、総合的かつ整合的に理解することはできない。

私は、家族システム（慣習的家族制度）を整合的に定義するためには、森岡のように居住規則を中心に置くのではなく、相続規則の方をより一般的な形で、定義の中心に据えるのがよいと考えている。いいかえれば、三つの家族システムを、親子間の広い意味での「富」の継承・分配（広義の相続）の原理として定式化するのである。

すなわち、直系家族制は、親世代の富が子世代へと一子優先的に継承ないし傾斜配分されるシステムであり、夫婦家族制は、親世代の富が子世代の間で、非継承的に均等配分されるか、あるいは親の自由裁量（遺言など）によつて分配・非分配の仕方が決められるシステムである。そして、合同家族制は、親世代の富が子世代の間で平等に継承・分配されるシステムである。夫婦家族制と合同家族制は、平等主義的な分配という点では似ているが、継承性という点で大きく異なっている。

このように定義したうえで、同居・分居・近居・遠居などの居住関係を、親子間の継承性の指標ないし代用変数として位置づければよい。同居や分居は、親世代から土地・家屋（家と屋敷地）を継承していくことと強く関連しており、測定も比較的容易にできるので、家族システムを記述

する道具として、とても有用である。とはいえ、同居・分居は、継承性そのものではなく、あくまでその代用変数であることを忘れてはならない。

なお、この定義で使っている「富」は、土地・財産だけでなく、知識や教養などの文化資本や社会関係資本をも含む広義のプロパティを意味する。また、プラスの富だけでなく、マイナスの富（負債や義務）も想定している。

ここで重要なのは、親世代が受け継ぎあるいは獲得した富を、次世代に継承・分配する原理は、同時に、その富が継承・分配される親族の範囲と構成を規定する原理でもある、という点である。

前述したように、森岡清美は、家族を「近親者を主要な構成員とする集団」として定義した。家族として括られる近親者の範囲・構成は、表1をみれば明らかのように、居住規則によって定まり、世帯の範囲・構成と重なる。

これに対して、私は、家族を親族の部分集合として定義する。そして、家族の範囲・構成は、継承・分配原理によって定まり、親世代の富の顕在的・潜在的所有者の範囲・構成と重なると考えるのである。

このように継承・分配原理にもとづいて家族概念を組み立てると、家族を社会の再生産システムとして理論化する可能性が開かれる。というのも、文明社会とは「富を蓄積し、これを長期にわたって維持してきた社会である」と定

かみえてくる。

すなわち、戦後の高度成長期を経て、日本の家は大きく変化した。庶民の家は、都市部を中心に、その社会組織としての機能を著しく縮小させて、弱体化・画一化した。とはいえ、有力政治家の家はもとより、サラリーマンの小さな「マイホーム」であっても、強固な（性別）役割分業にもとづく生活保障組織（生活維持のための役割体系）という、家のもつとも基本的な性質は保持されている。

また、紙幅の制約から本稿ではほとんど扱えなかったが、家族に関わるイデオロギーも大きく変化した。大づかみに図式的でない方をすれば、それは、戦前の「家」イデオロギーから戦後の「近代家族（夫婦家族）」イデオロギーへと変化した。平成に入ってから、未婚化・少子化・人口減少を背景に、近代家族イデオロギーから「家族の多様化」イデオロギーへの変化が生じているようにみえる。

これに対して、日本家族は二一世紀初頭の現在においても依然として直系家族制のもとにある。図3から図5に示したように、一世紀以上にわたる近代化・工業化・都市化とそれともなう不変の雇用労働者化にもかかわらず、日本家族の地域分布が堅固な安定性を示すのは、直系家族制が、家族のいわば「生成文法」として、日本社会の基層レベルで働き続けているからにはかならない。

義すれば、「そうした社会において、家族は富を世代間で継承・分配する基礎単位として、人口学的な再生産のみならず、社会的な再生産システムの要にある」と考えることができるからである。家族は、それを取り巻く社会との関係では、「所有の基礎単位」という意味をもっている。これに対して、家は、親子間で世代的に継承される社会組織である。

かつて有賀喜左衛門が鋭く指摘したように（有賀、一九七二、熊谷、二〇〇〇）、家は「生活保障組織」という共通性を有するけれども、家が組織である以上、これをとりにくく政治的・経済的・社会的環境に応じて、自ずとその役割体系のあり方は変わってくる。たとえば、農業経済に適応した農家、商業経済に適応した商家、軍事・政治組織としての武家、そして歌舞音曲を担う芸能の家では、組織の性格はずいぶん異なる。

同様に、時間的にも、全体社会の諸条件が変化すれば、家のあり方も変化する。たとえば、同じ庶民の家であっても、幕藩体制下の村請制のもとでの家と、明治民法によって国民国家の基礎単位として位置づけられた家とは、その構造と機能に大きな違いがある。

以上のように家族に関わる諸概念を整理すると、この一世紀の間に日本家族の何が変わり、何が変わらなかったの

註

- (1) 分析に当たり、日本家族社会学会全国家族調査委員会ならびに東京大学社会科学研究所附属日本社会研究情報センターSSJデータベースから「第二回家族についての全国調査」全国調査（戦後日本の家族の歩み）の個票データの提供を受けた。同別居に影響するさまざまな要因を含めて因果分析（イベント・ヒストリー法による多変量解析）を行うと、結婚時の別居には夫婦家族イデオロギー（恋愛結婚や結婚式の有無とタイプなどを指標とする）と都市居住が強く影響していることがわかる（加藤、二〇〇三b、二〇〇五）。興味深いことに、同居確率を低下させるそうしたイデオロギーの効果は結婚後まもなくして消失する。
- (2) そうしたなか唯一といてもいい例外が清水浩昭による研究である。清水（一九八六、一九九三）は、伝統家族の地域性に関する古典的な研究をベースに、高齢者の世帯形成に関する地域性の研究を続けてきた。
- (3) 図2に示したように、一九五〇年代・六〇年代生まれでは、長男夫婦が夫方親と途中同居する傾向がみられる。このサンプルを東日本と西日本に分けて同様のグラフを描くと、途中同居の傾向は東西どちらもみられるが、東日本の長男の方がより強い。また、「戦後日本の家族の歩み調査」では、同居経験だけでなく、親との近居（徒歩圏内の居住）経験の履歴情報も得られているので、これを使って双方親との近居率のグラフを、図1と同様に描くと、サンプル全体では、いずれのコーホートも結婚当初からほぼ二〇～二五%の水準で横ばいに推移するグラフになる。東西を比べると、西日本の方が全体として五%程度高

い。もつとも近居傾向が強いのは、西日本の一九六〇年代生まれであり、三〇%の水準でほぼ横ばいに推移する。近居については夫方と妻方で大きな違いはないが、続柄でみると西日本で一九六〇年代生まれの次三男の近居傾向が強い。

(5) それゆえ「二世帯住宅」が普及するほど、国の統計では見かけ上「核家族化」が進展する。

(6) 二〇〇〇年のデータに単独世帯を含めると平均は〇・七四に低下するが、指標値の相対的な分布は、単独世帯を除いた場合と同じく、東北地方の日本海側から北陸にかけて高くなるパターンを示す。

(7) 森岡の家族定義と類型論・分類論については、このテキストの初版が出版された一九六七年以来こんにちまで、家族定義に含まれる「第一次的な福祉追求」の用語が「幸福 (well-being) 追求」に入れ替わったことを除いて、ほとんど変更はない。森岡自身、自らの家族論——彼はそれを「核家族パラダイム」とよぶ——は一九七〇年代初めにその体系化をほぼ完成させていたと述懐している (森岡、二〇〇五・一三)。

(8) 現代のサラリーマン家族は、かつての農家や商家のように家業を継承するわけではないという声が開いてきそうだが、たとえサラリーマン家族であっても、というよりむしろ、いつ失業するかしれないサラリーマン家族であるからこそ、三〇年超のローンに相当する土地・家屋は、子世代・孫世代の暮らしを支える生活基盤として大きな意味をもつ。今後予想される人口減少・縮小経済のもとでは、一戸建ての持ち家の持つ意味はいっそう大きなものとなるだろう。

(9) 家族人類学者のエマニユエル・トッド (一九九〇＝一九九二)

のに対して、有賀は「結論として家を日本の家族と規定したい」と述べた (『家と家族』一九六〇年)。しかし、その後の論争を通じて、有賀は「家概念のある種の精緻化と、明確化」を行い (熊谷、二〇〇〇・一六九)、最終的には不備を認めて、一九六五年刊の『日本の家族』(一九六五年、至文堂)の題名を『家』(日本の家族)改題 (一九七二)と改めた。その序文に付された改題の理由には、「家を『日本の家族』と表現したことは私の不備とみとめ、家は日本に特殊な慣行であり、通文化的意味の家族とちがうことを改めて示し、本書の題名を『家』と改めることにした」と記されている。このように家と家族を区別し、そのうえで、家を組織 (生活保障組織) と定義して徹底させる方が、むしろこの本を中心に据えられている有賀の基本的着想——日本の家は「それぞれの時代の政治的、文化的、社会経済的条件」に対応しながら、過去の伝統を継承し、かつ、新しい伝統を創造していくのだ (熊谷、二〇〇〇・一六八) という着想を、こんにちの日本社会研究に生かすことにつながるのではないかと私は思っている。

(14) 「戦後日本の家族の歩み調査」の職歴データを用いて、結婚前にフルタイム就業していた有配偶女性の育児期における就業継続率を算出すると、一九六〇年以来半世紀にわたって、ほぼ二〇%の水準で安定している (加藤、二〇〇三b・一三五)。この二〇%という結果は、全国レベルで職歴データを収集したほとんどの社会学的・人口学的調査——一九九五年「社会階層と社会移動全国調査」(通称SSM調査)、一九九七年・二〇〇二年「出生動向基本調査」(国立社会保障・人口問題研究所)、二〇〇五年「仕事と生活調査」(労働政策研究・研修機構)

によれば、ヨーロッパではイングランドを中心に、遺言による選定相続にもとづく夫婦家族が分布してきた。それゆえ、トッドのように、親世代の富が子世代に均等配分されるシステムを「平等主義夫婦家族制」、親の自由裁量により配分されるシステムを「自由主義夫婦家族制」(トッドの用語法では「絶対核家族」と定義することも可能である)。

(10) 「複合家族」という用語には、核家族の複合というニュアンスがある。私の概念構成は、核家族を前提にしていないので、ここでは財産の合同所有 (共有) という含意をもつ「合同家族」という用語を使いたい。

(11) 平等主義的分配といっても、男子の間の平等ではないかという指摘を受けるに違いない。ジェンダー構造の重要性については十分に承知している。この問題には当然、親族システムの違い——強固な父系親族組織をつくるか否か——が関わっているとと思われるが、直観的には結婚のシステム——一夫一婦制か否か、内婚か外婚か、婚資と持参財、上方婚の程度など——が鍵になると考えている。ここではひとまず、富を蓄積し、それを守るために男が戦わなければならない社会 (それゆえ財産の継承・分配が男子中心になされる傾向の強い社会) を想定して、ジェンダーについては別の機会に論じたい。次の注(12)も参照。その意味では、家族は文明社会特有の現象ともいえる。また「富 (とくに経済的な財産) の蓄積が大きいほど、家族の構成と範囲は明確になる」という予想を立てることもできよう。

(13) 家と家族の異同は、有賀・喜多野論争の中心的な争点であった。喜多野清一が、家族を「基本的な社会集団」、家を「歴史的社会制度」として区別した (同族組織と封建遺制) 一九五一年

文献

——でも確認されている。育児期の就業率の低さ (性別役割分業の頑健さ) は、北西ヨーロッパ諸国と大きく異なる日本の特徴である。

有賀喜左衛門『家「日本の家族」改題』至文堂、一九七二年

泉靖一・大給近達・杉山晃一・友枝啓泰・長島信弘『日本文化の地域類型』大野晋・祖父江孝男編『日本人の原点—文化・社会・地域差』至文堂、一九七八年

大間知篤三『家の類型』『民間伝承』一四、一九五〇年 (大間知篤三『大間知篤三著作集第1巻 家の伝承』未來社、一九七五年)

大林太良編『岡正雄論文集 異人その他 十二篇』岩波文庫、一九九四年

加藤彰彦『調査デザインとサンプリング』日本家族社会学会全国家族調査委員会『全国調査「戦後日本の家族の歩み」(NFRIS 01)』(第一次報告書) 二〇〇三年 a

加藤彰彦『家族変動の社会学的研究——現代日本家族の持続と変容』早稲田大学大学院文学研究科提出博士論文、二〇〇三年 b

加藤彰彦 (直系家族制から夫婦家族制へ) は本当か 熊谷苑子・大久保孝治編『コーホート比較による戦後日本の家族変動の研究』日本家族社会学会全国家族調査委員会、二〇〇五年

加藤彰彦『戦後日本家族の軌跡』富田武・李静和編『家族の変容とジェンダー』少子高齢化とグローバル化のなかで』日本評論社、二〇〇六年

蒲生正男『日本人の生活構造序説』誠心書房、一九六〇年

熊谷苑子『戦後日本社会と有賀喜左衛門の家概念』北川隆吉編『有

- 賀喜左衛門研究』東信堂、二〇〇〇年
- 清水浩昭『人口と家族の社会学』犀書房、一九八六年
- 清水浩昭『高齢化社会と家族構造の地域性―人口変動と文化伝統をめぐって』時潮社、一九九三年
- 日本家族社会学会全国家族調査委員会『家族についての全国調査（NFR98）（第一次報告書）二〇〇〇年
- 日本家族社会学会全国家族調査委員会『全国調査「戦後日本の家族の歩み」（NFR1501）（第一次報告書）二〇〇三年
- 日本家族社会学会全国家族調査委員会『第二次家族についての全国調査（NFRJS03）（第一次報告書）二〇〇五年
- 正岡寛司『家族―その社会史的変遷と将来』学文社、一九八一年
- 森岡清美『家族社会学』有斐閣、一九六七年
- 森岡清美『家族の形態と類型』森岡清美編『社会学講座3 家族社会学』東京大学出版会、一九七二年
- 森岡清美『現代家族変動論』ミネルヴァ書房、一九九三年
- 森岡清美『発展する家族社会学―継承・摂取・創造』有斐閣、二〇〇五年
- Emanuel Todd, L'invention de l'Europe, Editions du Seuil, 一九九〇
（石崎晴己・東松秀雄訳『新ヨーロッパ大全Ⅰ・Ⅱ』藤原書店、一九九二年）